

仕 様 書

建設局土木管理部東部土木みどり事務所
(担当 瀧野、村山 電話 591-0013)

件 名	(単価契約) レギュラーガソリン、軽油及び灯油の購入
予定数量	レギュラーガソリン 260リットル (1か月) 軽 油 300リットル (1か月) 灯 油 20リットル (1か月 (12月のみの予定))
契約期間	令和8年10月1日から令和8年12月31日まで
契約条件	1 給油量の管理 ガソリンカード (11台分、11枚) により管理すること。 2 給油対象車両 別紙のとおり なお、受託者は対象車両分の給油カードを発行することとし、車両変更や新車納車の際は柔軟に対応すること。 3 支払い方法 各月の月末締めで、当該月分の納入量の合計に単価を掛けた額を支払う。1円未満の端数は切り捨てるものとする。 4 その他 (1) 東部土木みどり事務所 (京都市山科区西野様子見町1-2) から概ね直線距離2.0km圏内の山科区に給油スタンドを有するものとする。 (2) 給油スタンドでのフルサービスの給油とし、洗車等その他の業務は含まない。 灯油の場合は、当事務所職員が2の対象車両で受託者の給油スタンドに出向き、持参したポリタンクにフルサービスの給油を受けるものとする。 (3) 契約決定業者は本市からの契約決定通知後、速やかにガソリンスタンドの位置を確認できる資料を提出すること。 (4) 請求書やガソリンカードの作成、送付等、必要な事務手続きに係る費用は、契約決定業者が負担するものとする。 (5) 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。 (6) 期間内の単価契約とし、見積書は、1Lあたりの単価 (税抜き・税込みとも) を記載すること。

【対象車両】

○ ガソリン対象

乗用自動車

京都 800 せ 9100

京都 800 そ 4113

軽自動車

京都 880 あ 4794

京都 880 あ 2639

京都 880 あ 2230

京都 880 あ 4825

○ 軽油対象

ダンプ

京都 800 そ 278

京都 800 せ 4792

トラック

京都 800 せ 5620

京都 800 せ 7982

ショベル

京都市山な 401